

| 輸出関連の措置の概要(2024年7月1日現在) | | |
|-------------------------|-----------------------|------|
| 経済産業大臣の承認又は財務大臣の許可を要する。 | 特定団体への輸出・役 務取引禁止措置 | 対象団体 |
| | ロシアの特定団体への 輸出・技術提供 | |

ウクライナ情勢に係るロシア等に対する経済制裁の概要

| | | |
|--|---------------------|---|
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社ウラル自動車工場(別称、株式会社 UAP、ウラル AZ など) ・機器製造工場、等 <p>2024年3月1日付告示指定 29 団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社カラシニコフ・コンツェルン、等 <p>2024年6月21日付告示指定 14 団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デバイス・コンサルティング有限会社、等 |
| | ベラルーシの特定団体への輸出・技術提供 | <p>2022年3月8日付告示指定 2 団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国防省 ・株式会社インテグラル <p>2022年7月5日付告示指定 25 団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社第 140 修理工場 ・株式会社第 558 航空機修理工場、等 |
| | その他特定団体への輸出・技術提供 | <p>2023年12月15日付告示指定 6 団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有限会社タコ(エレバン市、アルメニア) ・アイ・ジェット・グローバル(ダマスカス市、シリア) ・アイ・ジェット・グローバル(ドバイ市、UAE) ・サクセス・アピエーション・サービス FZC(シャールジャ市、UAE) ・有限会社アルファ・ベータ・クリエイティブ(タシケント市、ウズベキスタン) ・有限会社 GFK ロジスティック・アジア(タシケント市、ウズベキスタン) <p>2024年6月21日付告示指定 10 団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アルファ・トレーディング・インベストメンツ有限会社(香港、中国) ・アジア・パシフィック・リンクス有限会社(香港、中国) ・グアンジョウ・オーサイ・テクノロジー有限会社(广州欧赛科技有限公司)(広州市、中国) ・シェンジェン 5G ハイテク・イノベーション有限会社(深圳五力高科創新有限公司)(深圳市、中国) ・シェンジェン・ビーグアン・トレーディング有限会社(深圳比广贸易有限公司)(深圳市、中国) ・トルダン・インダストリー有限会社(香港、中国) ・イーラーファ・エレクトロニクス有限会社(深圳市亿路发科技有限公司)(深圳市、中国) ・Si2 マイクロシステムズ有限会社(ベンガルール、インド) ・エレム・グループ有限会社(アルマティ市、カザフスタン) ・エムヴィジョン有限会社(タシケント市、ウズベキスタン) |

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

www.amt-law.com

ウクライナ情勢に係るロシア等に対する経済制裁の概要

| 特定貨物の輸出・役務 取引禁止措置 | 対象品目 |
|-----------------------|--|
| ロシアを仕向地とする 輸出・技術提供 | <p>2022年3月15日付省令指定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・武器や国際輸出管理レジーム対象品目(工作機械、炭素繊維、高性能の半導体等) ・軍事能力等の強化に資すると考えられる汎用品(一般的に使用される半導体、コンピュータ、通信機器等) ・石油精製の装置 <p>2022年5月13日付政令・省令指定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先端的な物品(石油精製の触媒、量子計算機その他の量子の特性を利用した装置及びその附属装置並びにこれらの部分品、有機発光ダイオード、有機電界効果トランジスター及び有機太陽電池の製造用の装置等) <p>2023年1月27日付政令・省令指定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軍事能力等の強化に資すると考えられる貨物 40 品目・技術 17 品目(催涙剤、冷却装置、透視装置、石油・可燃性天然ガスの探査装置に関する技術等) |
| ロシアを仕向地とする 輸出 | <p>2022年3月29日付政令・省令・告示指定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奢侈品(高級乗用車、ノートパソコン、技術品、宝飾品、酒類、革製品等) ・紙幣・貴金属(金の地金、金貨等)(財務大臣の許可) <p>2022年6月10日付政令・省令指定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業基盤強化に資する物品 146 品目(木材及びその製品の一部、鉄鋼製の貯蔵タンク等、手工具用又は加工機械用の互換性工具、機械用又は器具用のナイフ及び刃、機械類等の一部、電気機器等の一部、鉄道用機関車、鉄道の保守用の車両等、輸送用の機械等の一部、並びに測定機器及び検査機器並びにこれらの部分品等) <p>2022年9月30日付政令・省令指定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軍用の化学製剤の原料となる物質並びに軍用の化学製剤と同等の毒性を有する物質及びその原料となる物質 73 品目(アセチレン、アセトン、ベンズアルデヒド等) ・軍用の化学製剤の製造に用いられる装置並びにその部分品及び附属装置 11 品目(反応器、貯蔵容器、熱交換器及び凝縮器等) ・軍用の細菌製剤の製造に用いられる装置及びその部分品 5 品目(物理的封じ込めに用いられる装置及びその部分品、発酵槽、遠心分離機等) <p>2023年1月27日付政令・省令指定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軍用の化学製剤の原料となる物質並びに軍用の化学製剤と同等の毒性を有する物質及びその原料となる物質 35 品目(水銀、アンモニア等) <p>2023年3月31日付政令・省令指定</p> |

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

www.amt-law.com

ウクライナ情勢に係るロシア等に対する経済制裁の概要

| | |
|---------------------------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> 産業基盤強化に資する物品 417 品目（建設機器、電気回路等電子機器、貨物自動車、光ファイバー等） <p>2023 年 8 月 2 日付政令・省令</p> <ul style="list-style-type: none"> 産業基盤強化に資する物品 758 品目（印刷用インキ、大型車用タイヤ、設計図・図案、安全ガラス、排気量 1,900cc 超の自動車、自動車用シート等） <p>2024 年 4 月 10 日付政令・省令</p> <ul style="list-style-type: none"> 産業基盤強化に資する物品 164 品目（自動車用エンジンオイル、リチウムイオン蓄電池、グラインダー等電気式手工具等） |
| ベラルーシを仕向地とする輸出・技術提供 | <p>2022 年 3 月 15 日付省令指定</p> <ul style="list-style-type: none"> 国際輸出管理レジーム対象品目（工作機械、炭素繊維、高性能の半導体等） 軍事能力等の強化に資すると考えられる汎用品（一般的に使用される半導体、コンピュータ、通信機器等） |
| 特定の地域を仕向地とする輸出禁止措置 | 対象地域 |
| ウクライナの一部地域を仕向地とする輸出 | <p>2022 年 3 月 15 日付告示指定</p> <ul style="list-style-type: none"> ウクライナのドネツク州及びルハンスク州のうち、「ドネツク人民共和国」（自称）及び「ルハンスク人民共和国」（自称） |

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

www.amt-law.com